

## 2. 次期司法書士法改正に対する意見書

日本司法書士政治連盟  
会長 田嶋規由

次期司法書士法改正大綱作成のための意見照会に対し、当政治連盟は、

- (1) 司法書士の法律相談権獲得
- (2) 司法書士の将来像の確立
- (3) 公正妥当な懲戒処分の実施

の3点について、司法書士制度発展のための現実的課題および将来に向けた制度確立の基本的展望の観点から意見を述べる。

### 【はじめに】

われわれ日司政連は平成14年の司法書士法改正時より日司連とともに司法制度改革審議会の意見書を基本として司法書士法改正を実現し、その後も積み残しの課題について毎年のように司法書士制度推進議員連盟の決議をいただき内閣総理大臣はじめ関係諸機関に提出し、その内のいくつか(少額債権の執行や上訴提起の代理等)の実現をしてきた。平成21年1月20日の議連決議はまさにその集大成ともいえ、いよいよ具体的実現性が見えてきたところであった。

にもかかわらず今回の意見照会については、「くらしの法律家」とのキャッチフレーズ、「司法士」への名称変更、簡裁刑事弁護の獲得等、唐突と感じられる提案がいくつか散見される。しかも、【補足説明】では、日司連がどのような経緯、どのような趣旨でこれらの意見を提案するに至ったのか、まったく理解できない箇所が多い。

提案者である日司連における議論の経緯や考え方すら提示されず、部長メモという形でのメニューのみ提示しての意見集約は、甚だ疑問と指摘せざるを得ない。

適切な手続保障が整備されていない点を、あえて意見書の冒頭において指摘させていただき、以下に意見を述べる。

## (1) 司法書士の法律相談権獲得について

法律相談権の獲得は、司法書士の対外的公約ともいえる司法書士制度推進議員連盟の決議実現のため、そして平成21年6月開催の第71回日司連定時総会で承認決議された運動方針を堅持し継続して取り組むべきである。

簡裁の事物管轄に限定されない司法書士業務全般に関する法律相談権を確立するための司法書士法改正を早期に図ること

(平成21年1月20日開催の司法書士制度推進議員連盟総会の決議)

この決議は、事物管轄による140万円の司法書士の法律相談権の枠を撤廃し、さらには、司法書士法3条1項5号相談も同条1項7号相談も法律相談であるという認識の下に、5号・7号を区別することなく「前各号（司法書士業務全般）につき法律相談に応じること」とする法改正を求めるものである。

平成14年法改正による事物管轄に限定された司法書士の法律相談権は、国民の司法アクセスの観点から早急に改善されなければならない。上記議連総会の席上、超党派の国会議員から次々と司法書士の法律相談権を求める発言が為されている。司法書士の法律相談に対し、多くの国会議員が理解を示している現状において、早期に実現すべき最優先の課題である。

また、法律相談を司法書士法上に求める運動は長い歴史のあるものであるが、近年においては平成13年の日司連臨時総会において「司法書士法一部改正要綱（日司連案）」として当時の北野連合会会長が意欲を持って改正に臨んでいる。この流れの中で、連合会と政治連盟は共通課題として取り組んできた運動であり、上記議連決議は司法書士の長年の悲願を明確な表現で打ち出したものである。

### 【法律相談の時代的背景】

平成14年法改正は、司法書士に簡裁訴理権を付与した。司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）の中の「隣接法律専門職の活用等」の中にこの背景を見ることができる。

平成13年11月27日開催の日司連第60回臨時総会では、執行部提案の「司法書士法一部改正要綱（日司連案）」の中に、司法書士の業務として、登記・

供託の代理等従来の業務に加え、新たに簡裁代理業務、そして「前各号の事務について、法律相談に応じること。」が明記され承認されている。

当時の北野連合会長は、冒頭の挨拶で「簡易裁判所における代理権はもちろん、我々の長年の悲願であったといえる法律相談権をぜひとも取得したいと思っております。」と述べている。又、提案説明者である当時の林副会長は、質疑者に対する答弁の中で「会長も申し上げました。今回、執行部は、この法律相談権の明定ということについて最重要課題というふうに位置づけておまして、これを獲得するという基本的な方針には変わりございません。」と述べている。

北野会長は、法律相談権は長い間の悲願であり、絶対に必要として不退転の決意を見せ、単位会長・代議員そして執行部も獲得に向け並々ならぬ決意があった。

尚、月報司法書士 平成13年12月号に「日司連案」の補足説明が詳しく掲載されている。

近時、日弁連発行の「自由と正義」において、司法書士の制約なき法律相談権に対する痛烈な批判がされている。しかし、法律相談が弁護士の独占業務であるかの様な主張は誤りであり、登記業務・税務業務・特許業務など専門性の異なる法律相談まで独占することはできない。司法書士の法律相談権獲得の運動は、司法書士業務の範囲に関する法律相談権であり、当然、専門性の違う他の資格業の相談権をも求めるものではない。また、他の資格業の専門業務に関する法律相談を否定するものではない。

## (2) 司法書士の将来像の確立について

司法書士会は、司法書士の経験と専門的知見が最大限に発揮できる制度整備を行い、司法書士制度が弁護士制度と異なる法律家制度として、国民の権利保護を担う将来展望を明確にすべきである。

### ① 登記業務の専門家としての司法書士

司法書士は、登記業務の専門家として広く国民に支持されている。今後とも登記業務の資格者代理人としての専権的地位を保つため、取引に対応する登記制度の果たす役割を発展させるため専門性の高度化を図るべきである。

### ② 支援型法律家としての司法書士

裁判事務においては、本人訴訟を中心とした支援型（補佐型）の法律専門家

であることを基本として、訴訟代理権を基本とする弁護士と異なる法律家として国民の権利保護に寄与することを明確にすべきである。

司法書士の簡裁代理権の充実を図ることは重要であるが、司法書士にとって実績と経験の乏しい刑事訴訟代理権等の訴訟代理権の拡大を目指す方向性は、弁護士制度への同化・吸収の道へと繋がるものであり、司法書士のミニ弁護士化を促進するものである。

### ③ 国民の紛争予防・解決に司法書士の専門的知見を活かす

登記業務や本人訴訟支援などの経験と実績を活かした司法書士のADR機関の創設は、国民の大きな期待を背負っている。新たな紛争予防・解決の手段であるADR制度を司法書士会が組織的に発展させることにより、国民へ司法書士が弁護士と違う法律家制度であることを広く訴えて、司法書士が支援型（補佐型）の法律専門家であることへの理解を求めていくことが何より重要である。

なお、日弁連ガイドラインに基づく弁護士助言措置の在り方については是正措置をとることが、規制改革会議の答申を受けて、平成21年年3月の閣議決定されている。すなわち、ADRの発展のためには、弁護士の必要的関与は制度の理念と異なるという決定がなされている。

## （3）公正妥当な懲戒処分の実施

今回提案された次期司法書士法改正大綱作成のための意見照会は、非常に広範囲に亘るもので法の全面改正に近いものであり、今後の司法書士制度のあり方を会員に問うものである。しかし司法書士の懲戒案件の現状は、司法書士制度全体を萎縮させ、また個々の司法書士にとって死活問題でもある。最優先順位をつけて個別に法改正を急ぐとともに、運用面による改正を含め必ず改善されなければならない。

### 【終わりに】

司法書士の将来像において述べた「登記業務」、「支援型法律家」、「ADRの発展」のいずれにおいても、司法書士が先ずは法律相談を受けることが前提である。法律相談の相手として社会通念上広く支持を受けている司法書士が、あらためて法律相談の範囲を説明し、相談業務を拒まざるを得ない状況が出現すれば、司法書士に問題解決を望む相談相手を失望させ、行き場のない不安を増長

させることになるだけである。

司法書士法上に明確な法律相談の規定を置き、「法律相談に応じること」を司法書士の職責としなければならない。専門的分野において限定的な法律相談権しか持たない法律家という姿は、どのような理論を展開しようが国民の理解できるものではない。

当政治連盟は、法律相談権の獲得の問題、司法書士自治に基づく懲戒制度の確立など緊急課題に対して連合会と共に何時にても行動する。国民の司法書士への期待を実現するために、この司法書士制度を司法書士が自信を持って堂々と執務を行える制度にしなければならない。